

松山市の防犯灯助成制度について

松山市では、町内会・自治会等が生活道路を照らすために設置する防犯灯の工事費などを、松山市防犯協会を通じて助成しています。

町内会長など、防犯灯を管理する団体の代表者をご申請ください。

令和6年度から制度が大きく変わります

市民の皆さんからのご要望が多い防犯灯のLED化を進めます。

申請方法が変わりお手数をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

◆変更点◆

- ・蛍光灯の防犯灯が点灯していない場合、LED防犯灯に取り替えます。
- ・明るさが3.0ルクスに足りない蛍光灯の防犯灯をLED防犯灯に取り替えます。
(これまでの「2.0ルクス未満」から「3.0ルクス未満」に引き上げ。)

！！ 申請の前にお読みください !!

1. 蛍光灯(直管 20W1 灯式)防犯灯が「点灯していない」、「点滅している」とき

★中面「**①**蛍光灯防犯灯の器具取替」の申請書を提出してください。

2. 点灯している蛍光灯防犯灯の「明るさが足りない」と感じたとき

★中面「**②**照度不足による器具取替」の申請書を提出してください。

3. LED防犯灯が「点灯していない」とき

★中面「**③**LED防犯灯の器具取替」の申請書を提出してください。

4. 周辺に夜間点灯する照明がなく、防犯灯を「新設したい」とき

町内会・自治会などの団体が、電気料金負担などの維持管理をしていただくことが前提です。まず、団体内で今後の費用負担などについて十分協議してください。

協議が整ったら、★中面「**④**新設」の申請書を提出してください。

※原則、電柱に設置します。ポールへの設置は、町内会等の負担となる経費が発生するほか、施工できない場合があります。

※設置場所の状況により発生した経費は助成できません。町内会・自治会等の負担となります。

1～4 いずれも予算に達した場合は、受け付けを終了する場合があります。

令和6年度の防犯灯助成について

蛍光灯の防犯灯が点灯していないときは 様式 1-4

① 蛍光灯防犯灯の器具取替

申請書（様式第 1-4 号）を提出してください。
随時受け付けます

令和6年4月からは

申請書を（「市役所・支所」に「持参または郵送」）提出してください



LED器具に取り替えます



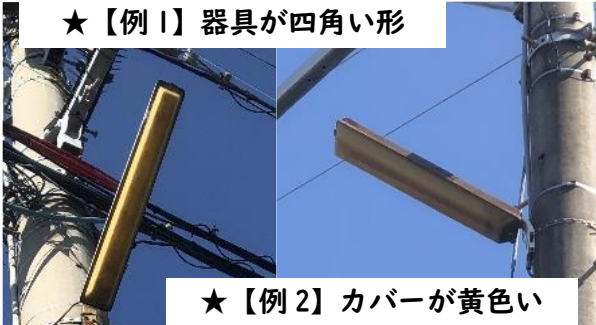
※施工時に点灯確認を行い、問題なく点灯した場合は、取り替えができないほか、確認経費を負担していただく場合があります。

蛍光灯の防犯灯が暗いと感じたときは 様式 1-3①と②

② 照度不足による器具取替

申請書（様式第 1-3 号①と②）を提出してください。
3月末・6月末・9月末・12月末※ が締め切りです

★【例1】器具が四角い形



★【例2】カバーが黄色い

【照度が不足している器具の例】

令和6年度内に実施できるのは

※令和6年12月27日受付分までです。

- ◆一度に複数灯を申請することもできます。
- ◆写真例の器具に限らず、暗いと感じたら申請してください。
- ◆各締め切り翌月にまとめて審査・決定しますので、取り替えまでに数か月かかります。

防犯灯直下の路面照度を計測し、**3.0ルクス**を下回っている場合にLED器具に取り替えます。（市防犯協会が夜間に照度を測定します）

◎国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用します◎

LEDの防犯灯が点灯していないときは 様式 1-2

③ LED防犯灯の器具取替

申請書（様式第 1-2 号）を提出してください。
随時受け付けます

- ◆LED器具が落下している
 - ◆LED器具がぶら下がっている
- このような時は大変危険ですので、すぐにご連絡ください。

※施工時の点灯確認の結果、器具を取り替えない場合もあります。

防犯灯を新しく取り付けたいときは

様式 1-1

④新設

申請書（様式第 1-1 号）を提出してください。

3月末・6月末・9月末・12月末※ が締め切りです

- ◆電柱以外へ設置を希望する場合は、町内会等の負担となる経費が発生することがありますので、事前にご相談ください。
- ◆随時受け付けますが、各締め切りの翌月にまとめて審査し、設置を決定しますので、申請から設置までに数か月かかります。
- ◆令和6年度内に設置できるのは※令和6年12月27日受付分までです。
- ◆審査の結果、実施できない場合があります。

以下の場合、助成できません

- ・直線 10メートル未満に防犯灯があり、機能しているとき
- ・軒下への設置
- ・老朽化した既設ポール（木柱含む）への設置
- ・土地所有者の同意が得られない場合（ポール設置時に限る）

審査で優先する項目

- ・多くの人を通る生活道路（交差点、通学路、市道）への設置
- ・電柱への設置
- ・既存の防犯灯との距離が30メートル以上離れている

～ 共通事項 ～

申請するときに必要なもの

①②③器具取替

- (1) 申請書
※②のみ2枚あります。
- (2) 住宅地図のコピーに
設置場所を赤色で印をつけたもの。
- (3) 住宅地図のコピーに
申請者の自宅を赤色で印をつけたもの。
※施工完了のサインをいただくため、業者が申請者宅へ伺います。

【申請書には以下を必ず記入してください】

- 四国電力お客様番号
(よくある質問 Q2 をご覧ください。)
- 電柱番号 (よくある質問 Q3 をご覧ください。)
(独立柱の場合は「ポール」や「木柱」と記入)
- 設置場所の住所

④新設

- ★上記 (1) ~ (2) は同じ
- (3) 電柱の写真
※電柱の全体写真とプレートのアップ
計 2 枚

- ◆NTT柱への設置を希望する場合は、申請書の他にNTTへの添架許可申請が必要なため、提出していただく書類が別にあります。事前にお問合せください。

●申請書の提出は

松山市防犯協会事務局
(市役所本館5階 市民防災安全課内)
または各支所までお願いします。

●申請書の入手方法

☞ 左記窓口に置いているほか、
市ホームページから
ダウンロードできます。





よくある質問

Q 1 : 申請書の押印は必要?

A : ④新設の申請時には、新たに四国電力との契約により、電気料金の負担が発生します。確認のため、申請者の記名押印（認印可）または署名を必ずお願いします。
①②③器具取替の申請時には不要です。

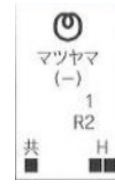
Q 2 : 四国電力お客様番号とは?なぜ必要?

A : 四国電力が防犯灯の電気料金を貴町内会等へ請求している防犯灯ごとに付いている番号のことです。電気料金の請求明細書等に記載されている「51」から始まり、ハイフンを抜いて12桁または13桁の番号です。
四国電力が申請者情報と合致させるために必要です。必ず記入してください。

Q 3 : 電柱番号とは?どのように確認できる?

A : 電柱には、四国電力が設置したもの、NTTが設置したものなどがあり、所有者を示す白いプレートが貼られています。
白いプレートに刻印されている文字や番号が電柱番号です。
右の例上段のプレートは、「マツヤマ 1 E2 S3」が電柱番号です。

電柱のプレート例



Q 4 : 四国電力が設置した電柱と、NTTが設置した電柱を見分ける方法は?

A : 1本の電柱に白いプレートが2枚ある場合は、上段のプレートが電柱の設置者です。各社のマークを確認してください。

【四電例 :  】
【NTT例 :  】

→右の例では四国電力のプレートが上段にあるため、電柱の所有者は四国電力です。

Q 5 : 新設を申請するときなぜ電柱の写真が必要?

A : 設置したい電柱の所有者や、周囲の状況を確認するために、電柱の全体写真と、プレートのアップを写した2枚の写真が必要です。
※NTT柱に設置する場合は、施工完了後、完成写真の提出も必要です。

Q 6 : 申請書の提出は窓口のみ?郵送は?

A : 郵送でも受け付けます。郵送料はご負担ください。消印の日付を受付日とさせていただきます。

松山市防犯協会事務局

松山市防犯灯 申請



〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2 松山市役所本館5階 市民防災安全課内
電話 948-6736 FAX 934-3157